

会

議

午後 1時 0分開議

議長（増田 清君） 出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
直ちに本日の会議を開きます。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 日程により、昨日、総務文教委員会に付託いたしました議第1号 南伊豆地区1市3町合併協議会の設置について、議第2号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について、議第3号 平成19年度下田市一般会計補正予算（第6号）、以上3件を一括議題といたします。

これより、総務文教委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

土屋雄二君の報告を求めます。

4番。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

記。

1．議案の名称。

- 1) 議第1号 南伊豆地区1市3町合併協議会の設置について。
- 2) 議第2号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について。
- 3) 議第3号 平成19年度下田市一般会計補正予算（第6号）。

2．審査の経過。

2月26日、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より土屋企画財政課長、糸賀総務課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりであります。

3．決定及びその理由。

- 1) 議第1号 南伊豆地区1市3町合併協議会の設置について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第2号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第3号 平成19年度下田市一般会計補正予算(第6号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

議長(増田 清君) ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

2番。

2番(藤井六一君) 一、二点、確認という意味で伺わせていただきます。

地域自治組織については、本会議でもいろいろ質疑が交わされたわけですが、委員会において何か新たなものが本会議で出た以外、新たなものがあつたのかどうか、その点まず一点伺います。

それから、法定協を立ち上げるということになりますと、法定協イコール合併という何かそういう感じもいたします。これまでの流れを見ていきますと、それもある程度やむを得ないかなと思いますが、そこで県の支援策といいますか、そうした審査の過程で、そうしたものがあつたのかなのか、あつたとしたら県の支援策、どんなものがあるのか、その点お伺いいたします。

とりあえず2点ほど。

議長(増田 清君) 委員長。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長(土屋雄二君) 1つ目の地域自治組織の新たなものというものは、協議会については審議がありました。協議会に県の職員の派遣というのが載ってないけれども、どうなっているんだというような質問がありまして、これは協議会で決定することなんですけれども、事前に要請をしているということで、2人ぐらいを予定しているというような。負担金について、これは事務レベルで協議して最終的には決定するんですけれども、負担金とそれに関するもので来年度3月議会に新年度予算で1,300万円ほど上程するというところで

県の支援については、委員会では審査の対象になりませんでした。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 県の職員の協議会への参加というのは、恐らく県の支援策の中でそれが出てきているんじゃないかなと思いますけれども、それは私の質問にはありませんでした。私が聞きたかったのは、地域自治組織、本会議では額面どおりの質疑が行われたわけですが、何かもう少し突っ込んだものがあったのかな、突っ込んだものが説明があったのかなという、そう思ったのであえて質問したわけですが、なければそれで結構です。

それから、この常任委員会で審査するに当たりまして、合併についてこれまで何となく合併ということで流れてきて、進んできたんですけども、合併の理念みたいなものについては審査の過程で出てこなかったのでしょうか。

議長（増田 清君） 委員長。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 地域自治組織はありませんでしたので、合併の理念については、本会議でも企画財政課長から述べられたような事項です。合併の理由として述べられたということが委員会でも報告されました。それ以外はありません。

議長（増田 清君） いいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第1号 南伊豆地区1市3町合併協議会の設置についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 議第1号 南伊豆地区1市3町合併協議会の設置について、反対討論をいたします。

南伊豆地区1市3町の合併協議会規則によりますと、第6条協議会の会長は、下田市長をもって充てるとされておりまして、これは、下田市長のリーダーシップ、指導的役割を定めているわけでありまして、2つの点で私は問題があると考えております。

その第1は、下田市長が1市3町に向けましたビジョンを示していないということであり、また、理念を明らかにされず、新市か新町かの建設計画は合併協議会で話し合われるとしているわけであり、なぜ建設計画にゆだねる前に市長のビジョンが、夢が語られないのか、住民とともに進めるまちづくりではないからではないか、こう思わざるを得ないわけであり、また、国や県から言われたからそのとおりに進める、市民不在、押しつけ合併を進めようとしているからではないかと思うわけであり、また、

第2に、石井市長は平成18年2月の広報「しもだ」誌上、財政危機宣言というべき特集を組みました。そして今日、集中改革プランで人件費補助金の大幅の削減の一方、ごみの有料化、あるいは上下水道の料金の値上げなど、住民負担を課してきているわけであり、また、さらに、平成19年2月には公債費負担適正化計画を、この平成20年2月には公的資金補償金免除繰上償還に当たり、財政健全化計画を国の指導により作成をしているところであり、また、

財政破綻状況の、しかも職員の横領事件で管理責任を自ら課している市長が会長ということで、どうして指導的な責任が果たせるかという疑問であります。3町に手を貸して合併協議を進めることより、今必要なことは市財政の再建、自立のまちづくりに全力を投球するときであります。

下田市は自らの財政の再建のため、3町の資産、あるいは財政を利用しようとしているかのような疑問を抱かせるべきではないと思うわけであり、また、合併しなければ国・県の財政支援がなくなるとか、財政がやっていけなくなるとかの言い分は全く根拠のないものであったことが、さきの経験で明らかになっていると思います。財政支援は合併手続の費用ですべてなくなってしまわないかと思えます。起債も借金だけが残る結果になるわけであり、また、既に合併した自治体の経験が多く語られていると思います。合併をしないほうがよかったという意見が多く皆さんの耳にも聞かれているのではないかと思うわけであり、また、

次に、市町村合併の経過について振り返ってみたいと思うわけであり、また、

平成12年地方分権一括法が施行をされました。これからは地方の時代である、国と地方自治体が真に対等の関係になれる、補助金の申請に国に日参しなくて済むようになる、税金が移譲され、三割自治から脱却できる、期待をしたところであり、また、

ところが、小泉内閣は合併特例法の期限、平成17年3月末までに合併をせよと呼びかけ、また、国の持っている権限を地方自治体に移譲するには自治体の受け皿づくりが必要である、こう言ってきたわけであり、また、この間、機関委任事務が廃止され、その多くが自治体におろされました。つまり仕事は国や県から地方自治体、市町村におろされたけれども、財源の

補てんがない、補償がされない、こういう経過が続いたわけであります。三位一体改革、平成15年から平成18年までの4年間を取り上げてみても補助金は5兆2,000億円削減されました。税源移譲はご案内のように3兆円余であります。地方交付税は7兆5,000億円も削減されたと、計9兆7,000億円もの地方自治体に入るべき財政が国によって削減されたわけであります。

この結果、下田市でもこの4年間で6億5,000万円からの国から来るべき税収等を含めて削減をされる結果になったわけであります。まさに三位一体改革により、多くの自治体が予算が組めない、こういう事態に立ち至ったわけであります。合併しないと財政がもたない、こういう言い方で合併を進めてきたわけであります。その実態は、合併すれば地方交付税がより削減される結果になることも明らかであります。したがって、今後5年間は合併しなかったときと同じだけの交付税を上げまじょうと、こういうことも言っているわけであります。

ですから、旧合併特例法の施行とともに、ご案内のように福島県の矢祭町を初め、今日、500を超える小さな自治体が合併しないことを直ちに宣言をしたわけであります。その500余の自治体は皆さんご案内のように、1万人以下の自治体であります。矢祭町でも人口は6,000人とされているところであります。

また、議員の中でも北海道の栗山町、あるいはニセコ町等、本議会でも話題になっている町におきましても、小さくても輝くまちづくりを進めよう、大きな流れとなっているところであります。国は3,200余ありました自治体を1,000以下にする、こう豪語してきたところでありますが、現在1,800余の自治体であります。合併する自治体の一方で、小さくても輝くまちづくり、自立のまちづくりを進めようという多くの流れがあることに注意を向けていただきたいと思うわけであります。

さて、下田、賀茂地区の市町村合併は、平成14年度から平成17年度にかけ、1市5町1村の合併、1市2町、1市1町の合併協議が立て続けに破綻をしまいいりました。その原因はどこにあったとお考えでしょうか。住民自治のあり方、下田市民のために我が町の財産を使われてはかなわない、財政問題にあったことも確かだと思います。

また、一方で地方自治組織がこの間、話題にされたことも事実であります。

また、湊病院の移転問題、移転されればこの地区は医療過疎地区になるばかりではなく、町が寂れていってしまうと、こういう疑問に答えられなかった結果であろうかと思うわけであります。

新しい合併特例法によりましても、何か財政支援があるわけではないと思います。住民自

治の観点から何も得るところがないと思うわけであります。合併すれば病院問題が進展するのでしょうか。多数決で押し切りやすくなるということはあるかもしれないと思うわけであります。

合併によりますスケールメリットは、人口15万から20万であると言われております。1市3町の合併であっても6万人余であり、スケールメリットは全く問題にならないと、期待できないと言わざるを得ません。財政的にも、地方交付税が1市3町の分を合わせたより少なくなることも明らかであります。過疎債などの有利な起債の適用も疑問視、危ぶまれると思うわけであります。

さらに、さきの合併が破綻しました経過の中で、つくし学園や賀茂地区の交通災害共済制度、あるいは南伊豆の計算センターの事業、一部事務組合の事業として行われてきました賀茂地区の自治体の団結と協力関係が、逆に崩されていったという結果が明らかになっていると思います。

また、新市となればこの3町を取り巻く福祉の問題、特に生活保護の問題を取り上げてみましても、4分の3は国の費用、市段階になりますと4分の1は市が持ち出し、現在下田市は約1億円の費用を生活保護の扶助費に充てているわけであります。町村段階では、県がこの4分の1を負担するということになっているわけであります。市になればこの分も当然持たざるを得なくなる。少子高齢化社会への対応した将来の自治体づくりを進めるため、きめ細やかさが必要であると思います。

特養などの施設は県の指導のもと、公益で進めることは当然必要かと思えます。公益企業や一部事務組合によります効果を発揮し、それぞれの自治体が従来と同じように自立したまちづくりを厳しい中で追及をしていく、こういう方向が今こそ早急に求められていると私は考えるわけであります。前回の経験の結果からも、押しつけ合併の取り組みはやめるべきであります。

今求められていることは、地方自治体の本旨、それは憲法地方自治法に基づく住民の暮らしを守る本来の役割と公共性の発揮を忘れてはならないと思うわけであります。役所のための歳入歳出合わせのために努力する、合併するんだというようなことであってはいけないと思うわけであります。今日企業と自治体を同列し、職員のリストラ、経費の削減、無防備な市場原理の導入に走ってはならないと思うわけであります。国・県による合併指導は手段であって、合併とは目的ではないと思うわけであります。合併を目的に格上げしてはならないと思うわけであります。

行政のための、住民のための財政再建こそが、今求められていることは明らかであります。サービスと財政の両立を目指し、将来像や計画の基本原則、財政計画について住民参加、職員参加でまちづくりを進めるべきであります。内発的、地域振興策による活性化こそが、今求められているわけであります。道は険しくとも、財政本来の矛盾を是正し、国に要求すべき、あるいは県に要求すべきは要求し、地方交付税の財源、それから格差、貧困の是正に地方自治を大きく前進をさせていく、そういうまちづくりが今求められていると思うわけであります。こういう観点から考えますと、合併協議会への設置は反対をせざるを得ないと思うものであります。

以上です。

議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

7番。

〔7番 田坂富代君登壇〕

7番（田坂富代君） 地方行政における最重要課題の一つは、地方分権の推進です。この地方分権体制を整えるために、合併は避けて通れない条件となっています。合併により見かけは大きくなりますが、実質は小さな行政がつくられ、潜在的には納税者である住民の負担を軽減することも可能であります。地域格差の広がる中、私たちの生まれ育った地域がよりよい形で生き残るために、1市3町が合併に向けて同じテーブルに着き協議していくことは、将来に向けてより健全な行政運営を協議することでもあります。

よって、議第1号 南伊豆地区1市3町合併協議会の設置について賛成するものです。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって、討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第1号 南伊豆地区1市3町合併協議会の設置については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第2号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定につい

てを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第2号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第3号 平成19年度下田市一般会計補正予算（第6号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第3号 平成19年度下田市一般会計補正予算（第6号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

議長（増田 清君） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって平成20年2月下田市議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 1時28分閉会